

公益目的支出計画実施報告書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

一般社団法人 航空貨物運送協会

平成 28 年 6 月 21 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

法人の名称 一般社団法人航空貨物運送協会
代表者の氏名 伊 藤 豊

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 127 条第 3 項の規定により、別紙のとおり平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙1：法人の基本情報】

法人コード	A008549
法人名	一般社団法人航空貨物運送協会

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンホウジンコウクウカモツウンソウキョウカイ			
法人の名称	一般社団法人航空貨物運送協会			
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒104-0033 東京都中央区新川一丁目6番1号		
	代表電話番号	03-6222-7571 (内線) FAX 番号 03-6222-7577		
	代表メールアドレス	tozawa@jafa.or.jp		
	ホームページアドレス	http://www.jafa.or.jp		
代表者の氏名	伊藤 豊			
事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日			
担当者注	氏名 (又は名称)	戸澤 正樹	役職 (又は担当者)	事務局長
	電話番号	03-6222-7571	FAX 番号	03-6222-7577
	電子メールアドレス	tozawa@jafa.or.jp,teranishi@jafa.or.jp,riko.takiguchi@nifty.ne.jp,takiguchi@arion.ocn.ne.jp		
事業の概要	航空フォワーダー、航空貨物代理店の健全な発展のための調査研究指導等を行うことにより、円滑な航空貨物輸送を実現し、もって利用者の保護と利便性の増進に寄与する事業。			

注：代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

【別紙2：公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 27年度（2015/4/1 から 2016/3/31 まで）の概要】

1. 公益目的財産額	132,537,758 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	111,596,630 円
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	81,953,050 円
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	88,597,657 円
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	58,954,077 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	20,941,128 円
4. 2 の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 注	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ試験・講習事業（事業番号・継 1）について、受験者が当初計画より減少したことにより、講習受講料による事業収入が減少するとともに、費用も減少した。 ・ 保安講習事業（事業番号・継 2）について、平成 25 年 7 月、国土交通省は、従来の保安教育訓練を見直し、自らインストラクター養成教育訓練を行う新たな「航空保安教育インストラクター制度」を導入した。新制度の枠組みの中で、当協会は認定航空保安教育訓練支援機関として新たな位置づけによる保安講習事業に移行し、本年度からトリアルの実施を開始したため、当事業年度においては講習受講料収入が当初計画を下回る結果となった。 ・ 危険物講習事業（事業番号・継 3）について、受験者が当初計画より減少したことにより、講習受講料による事業収入が減少するとともに、費用も減少した。 	

注：詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1) 計画上の完了見込み	平成 30 年 3 月 31 日
	(2) (1)より早まる見込みの場合	平成 29 年 3 月 31 日

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	132,537,758 円				
公益目的収支差額	78,564,600 円	81,953,050 円	104,752,800 円	111,596,630 円	130,941,000 円
公益目的支出の額	108,821,200 円	83,680,954 円	108,821,200 円	88,597,657 円	108,821,200 円
実施事業収入の額	82,633,000 円	59,787,829 円	82,633,000 円	58,954,077 円	82,633,000 円
公益目的財産残額	53,973,158 円	50,584,708 円	27,784,958 円	20,941,128 円	1,596,758 円

注：前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継1	航空に係る利用運送事業等に従事するための資格取得に係る研修、講習事業（ディプロマ試験・講習事業）

(1)計画記載事項

事業の概要
<p>〈事業の概要〉</p> <p>1. ディプロマ事業 ディプロマとは、IATA（国際航空運送協会）の国際航空貨物代理店訓練プログラム（IATA International Cargo Training Program）により実施されている世界的な試験であり、航空貨物輸送に従事する者の資質向上を目的に1977年開始され、現在、世界約80か国で実施されている。 国際フォワードとして国際航空貨物業務に従事するためには、IATAの代理店資格を取得する必要があるが、代理店にはこのディプロマの資格を有する者を配置することが必須要件となっている。</p> <p>2. 講習内容 当講習においては、次の3種類のコースが設定されており、基礎及び危険物コースの資格は、IATA航空貨物代理店としての承認に必須の資格になっている。</p> <p>(1) 基礎コース (Cargo Introductory Course) 国際航空貨物輸送取扱いの基礎的な知識を習得させるもの。</p> <p>(2) 上級コース(Cargo Advanced Course – Rating and Marketing) 基礎的な知識に加え、各種運賃計算等実務処理のためのより高度な知識を習得させるもの。</p> <p>(3) 危険物コース (Dangerous Goods Regulations—Initial)・危険物資格更新コース (Dangerous Goods Regulations—Recurrent) 危険物の輸送に関する専門的な知識を習得させるもの。</p> <p>3. 講習会の実施実績 日本では、1979年から当協会がIATAより委託されてディプロマ試験を代行実施している。これまでの累計受験者は5万人、資格取得者は約3万人を数えており、IATA代理店の資格取得を通じ、我が国における国際航空貨物業界の拡大・発展に大きく寄与している。また、当協会はIATA認定訓練センターとして、試験の事前講習会及び危険物セミナーを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前講習会とは、 ディプロマは、基本的には自学習（個人が、与えられたIATA作成の英文教材に基づき、自習して試験に備える。）であるが、当協会では受験の前に当協会のインストラクターによる受験事前講習を実施している。 なお、受験者は、基礎コース及び上級コースについては、18か月の間に2回の受験資格があり、危険物コース（危険物資格更新コースは1回のみ）については、12か月に2回の受験資格がある。 ・危険物セミナーとは、 ディプロマの試験は、IATAが作成した試験問題を全世界の受験生が受験することを基本とするが、IATAから認定訓練センターとして認められている団体については、自前で作成した試験問題で試験を実施し、合格者をIATAに報告することでその合格者はIATAからのディプロマの資格が与えられる。 当協会では認定訓練センターとして、2日半の講習、3日目の午後試験という危険物セミナーを実施している。 ・認定訓練センターとは、

IATA がディプロマに関し、教育訓練センターとして認定したもの。当協会は認定を受けた訓練センターとして試験の事前講習会、危険物セミナーを実施できる。

4. その他

ディプロマ事前講習用に補助教材として当協会が作成したマニュアル類を希望者に販売している。

〈事業対象者〉

- ・ 当協会会員会社の社員に限らず、航空貨物運送事業に従事し、又は従事しようとする者並びに当事業に関心を持つ学生等を対象に広く門戸を開放し、不特定多数の者の利益に供している。

〈事業実施のための財源〉

- ・ 受講生から受講料を徴収しているが、受講料を低く抑えているため、慢性的に赤字事業となっている。赤字分については、会員からの会費を充当している。

(1) 受講料

受講・受験費用の内訳は、IATA 作成の教科書（受講登録を行うことで IATA (モンリオール) から送付される英文の教科書)、当協会で実施する講習に係る費用（当協会作成の補助教材、全国数カ所で行われる講習会・試験等の会場費、インストラクター講師料等）、講習会・試験運営に係る費用等。

(2) IATA からの手数料

受講・受験の申込みの取りまとめ、本来、試験修了後、回答用紙を IATA に送付し、IATA が採点し、合否を確定するが、日本では受験生が多いため、当協会が採点、合否確定を行い IATA に報告している。それらに関する手数料。(1 受験生×US \$ 18.00)

〈事業に必要な資産〉

- ・ 東京地区における講習会については、当協会事務所の会議室をできるだけ使用し、地方での開催においては、開催の都度、民間会議室を借用している。
- ・ 講習会の講師については、当協会が契約した講師が担当しており、講師に関しては日額の講師料及び出張費等を支給している。

(1)	当該事業に係る公益目的支出の見込額	91,761,800 円
(2)	〃 実施事業収入の見込額	76,357,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について		
○ ディプロマ認定試験の実施実績		
・ 開催回数・月	基礎コース 2回 危険物コース 4回	平成27年9月、平成28年3月 平成27年6月、9月、12月、平成28年3月
・ 受験者数等		
	【受験者数】	【合格者数】
基礎コース	819名	531名
危険物コース	866名	311名
		【開催地】
		東京、大阪、名古屋、福岡
		東京、大阪、名古屋
○ ディプロマ試験事前講習会の開催		
受講者計 1,404名		
○ ディプロマ試験表彰制度の新設		
<ul style="list-style-type: none"> 各試験毎に、各コースでの最高得点者を表彰。 平成24年9月に実施した試験から適用。 表彰の実績 平成27年度 計6名 		
○ 危険物セミナー		
<ul style="list-style-type: none"> ディプロマ認定試験の危険物コースと重複する内容を含むため実施を一時中止しているが、当セミナーの再開要望の状況等を見極めた上で再開時期を決定する予定。 		
(1)	当該事業に係る公益目的支出の額	79,680,566円
(2)	〃 実施事業収入の額	56,183,752円
(3)	((1) - (2))の額	23,496,814円
(4)	当該事業に係る損益計算書の費用の額	79,680,566円
(5)	〃 損益計算書の収益の額	56,183,752円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注		
<ul style="list-style-type: none"> ディプロマ試験・講習事業における受験者及び講習受講者が当初計画より減少したことにより、講習受講料による事業収入が減少するとともに、受験者・受講者に係る費用も減少したが、公益目的支出計画全体の実施への影響はない。 		

注：この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の状況
	無	円	円	円	円	円

注：算定日に有していた資産については、移行認可申請書（別表A公益目的財産額の算定）に記載した資産の番号（イ1、ロ2・・a1・など）と記載してください。

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継1	航空に係る利用運送事業等に従事するための資格取得に係る研修、講習事業（ディプロマ試験・講習事業）

【実施事業収入の額の算定について】

- (1) 「損益計算書の収益の額」に対応した (2) 「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
研修事業収益	56,183,752 円	56,183,752 円	ディプロマ試験の受講料
計	56,183,752 円	56,183,752 円	

注：実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

- (1) 「損益計算書の費用の額」に対応した (2) 「公益目的支出計画の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	79,680,566 円	79,680,566 円	(1)、(2)は同額である。
計	79,680,566 円	79,680,566 円	

注：(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【実施事業（継続事業）の状況等】

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容
継2	航空に係る利用運送事業等における保安を確保するための研修、講習、訓練事業（保安講習事業）

(1) 計画記載事項

事業の概要							
<p>〈事業の概要〉</p> <p>1. 講習事業の目的</p> <p>2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、世界的に航空貨物に対する保安体制の確保がより強く求められるようになり、国土交通省はICAO（国際民間航空機関）が定めた国際標準（シカゴ条約第17付属書）を受けて、2004年に「国家民間航空保安プログラム」を策定した。その中で、航空貨物を利用したテロ事件を防止する観点から、教育訓練については、「航空保安教育実施指針」及び「航空保安対策基準」によりRA（Regulated Agent）事業者（注）として認定されたフォワーダーには、航空保安関係者に対して教育訓練を実施することが義務付けられている。</p> <p>当講習事業は、上記「航空保安教育訓練実施指針」に基づき、各RA事業者自身が実施する保安教育訓練と相まって、航空保安対策基準の理解と業界全体の航空保安水準のレベルアップを図り、もって迅速・円滑な航空貨物物流及び我が国の安全・安心の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>（注）RA（特定航空貨物利用運送事業者又は特定航空貨物代理店）とは、国土交通省に保安措置の内容を記載した申請書を提出し、認定を受けたフォワーダー又は代理店のこと。航空貨物保安計画に基づく施設の管理や貨物の取扱いに加えて、従業員に対する航空保安教育訓練、定期的な自主監査などを行うことが義務付けられている。特定フォワーダーともいう。</p> <p>RAに「貨物安全宣言書兼爆発物検査承諾書」を提出して、確認された荷主をKnown Shipper（特定荷主）という。特定荷主の貨物を特定フォワーダーが一貫して取扱う場合には、最低限の保安措置で航空機への搭載が可能になる。</p> <p>2. 講習内容</p> <p>当講習は、RA事業者自らが行っている航空保安教育訓練を補完し、充実・強化するものであり、会員会社、委託先の梱包会社及び運送会社の社員等を対象に、毎年、全国で実施している。</p> <p>講習の内容は、自社倉庫内等の施設管理、荷主から貨物を受託する際の貨物確認、運送車両の施設確認等保安対策全般にわたっており、また、部外者への公表は禁じられているなど、航空貨物の安全性の確保のため極めて重要なものとなっている。</p> <p>〈事業対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習の対象者は、保安対策という性格上、講習の内容が外部に伝わることは適当ではないことから、当協会RA会員会社とその委託先会社従業員等に限定している。ただし将来的にはKnown Shipperへの対象拡大を視野に入れている。 <p>〈事業実施のための財源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員会社の社員が対象であることから、当初は受講料を2,000円としたが、赤字事業となっていた。赤字分については、会員からの会費を充当している。なお、平成27年度から5,000円に値上げしている。 <p>〈事業に必要な資産〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京地区における講習会については、当協会事務所の会議室をできるだけ使用し、地方での開催においては、開催の都度、民間会議室を借用している。 講習会の講師については、当協会会員会社の中から、業務精通者に依頼している。講師に対しては、旅費等の経費のみ支給している。 <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>当該事業に係る公益目的支出の見込額</td> <td>10,027,900円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>〃 実施事業収入の見込額</td> <td>3,848,000円</td> </tr> </table>		(1)	当該事業に係る公益目的支出の見込額	10,027,900円	(2)	〃 実施事業収入の見込額	3,848,000円
(1)	当該事業に係る公益目的支出の見込額	10,027,900円					
(2)	〃 実施事業収入の見込額	3,848,000円					

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について

○ 航空保安教育訓練の開催実績

- 国土交通省による航空保安制度の一部変更にともない、平成24年度半ば以降中断し、新制度への移行に関して国土交通省および関係諸機関と検討・調整を行ったが、平成26年11月に航空保安教育訓練支援機関として国土交通省航空局から認定を受け、平成27年度から新制度に基づく保安講習事業を再開した。

(1)	当該事業に係る公益目的支出の額	5,516,704 円
(2)	〃 実施事業収入の額	555,000 円
(3)	((1) - (2))の額	4,961,704 円
(4)	当該事業に係る損益計算書の費用の額	5,516,704 円
(5)	〃 損益計算書の収益の額	555,000 円

(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注

- 本講習の教材として使用している「国家民間航空保安プログラム」(国土交通省が国際民間航空条約第17附属書に基づき策定)が、平成24年10月を目途に改訂されることとなったが、改訂作業が進まなかったため、本講習は平成24年度半ば以降中断している。
- 一方、国土交通省は、国際民間航空機関(ICA0)が我が国の国際航空保安施設に対して実施した監査に基づく改善勧告を受けて、平成25年7月、自らインストラクター養成教育訓練を開催して、インストラクターを認定する新たな「航空保安教育インストラクター制度」を導入した。それにより、新教育訓練制度の枠組みの中で、当協会が従来実施していた保安講習の形態のままでは保安講習を継続することが不可能となり、受講料による事業収入は得られなかった。しかし、その後は航空保安説明会を開催する等、費用の支出を伴う限定的な活動を実施してきた。
- 当協会は新制度のもとで保安講習の実施を可能とするため、国土交通省との間で講習事業の再開に向けて協議を進めた結果、平成26年11月に国土交通省航空局から航空保安教育訓練支援機関の認定を新たに受け、平成27年度から当該事業を再開した。
- 新制度のもとで当協会が再開した保安講習事業については、講習内容の専門性、保密性等に鑑みて、国際航空貨物輸送に従事する者に対する教育訓練事業としての重要性・有効性は極めて高く、国土交通省からも高い評価と信頼性を得てきたところであり、また将来的にはKnown Shipper(特定荷主)へ対象を拡大することが可能である。平成26年度は再開準備としての活動にとどめて国土交通省や荷主団体等の関係諸機関と協議を進めたが、平成27年度からは順次再開したところである。この変更に伴う今後の公益目的支出計画全体の実施には大きく影響しないものと考えている。

注：この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の状況
	無	円	円	円	円	円

注：算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・・a1・・・)と記載してください。

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継 2	航空に係る利用運送事業等における保安を確保するための研修、講習、訓練事業（保安講習事業）

【実施事業収入の額の算定について】

- (1) 「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の 収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
講習事業収益	555,000 円	555,000 円	保安講習の受講料収入
計	555,000 円	555,000 円	

注：実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出計画の額の算定について】

- (1) 「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出計画の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の 費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	5,516,704 円	5,516,704 円	(1)、(2)は同額である。
計	5,516,704 円	5,516,704 円	

注：(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継3	航空に係る利用運送事業等に従事するうえで必要となる危険物に関する知識を習得するための研修、講習事業（危険物講習事業）

(1) 計画記載事項

事業の概要
<p>〈事業の概要〉</p> <p>1. 講習事業の目的</p> <p>荷主から委託された航空貨物を安全・的確に運送するという航空フォワーダーとしての使命・責任を果たす上で航空機の安全運航は必須条件である。当講習事業の目的は、航空貨物運送業務に従事する社員に対して、航空貨物として運送される危険物に関する専門知識・技能の習得・向上を図ることにより、危険物が航空貨物として航空機に不適切に搭載されることを防止し、航空機の安全運航の確保に寄与することにある。</p> <p>2. 講習内容</p> <p>当講習においては2種類のコースを設定している。</p> <p>(1) 航空貨物制限貨物取扱従事者コース</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習の対象者は、航空貨物運送業務に従事する社員である。 講習の目的は、当該社員に対して、航空貨物として運送される危険物に関して、日常業務を円滑・迅速に処理するとともに、荷主及び社内からの問合わせに対して、的確に回答することができるまでの専門知識・技能を習得させることにある。 講習内容は、当協会の危険物インストラクターが、航空危険物輸送の国際ルール及び国内法規、危険物の分類・識別、梱包、関係機関へ提出する危険物申告書の記載方法等のほか、過去における事故事例を教材とした安全輸送対策等について教育・指導している。 <p>(2) 教育担当者コース</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者は、航空貨物危険物の業務に従事している社員を教育する者である。 講習の内容は、上記(1)の内容に関してより高度な知識・技能の習得に加え、航空会社の講師により、実際に発生した不適切な搭載事例に基づく安全輸送対策の取組み等にも及んでいる。 <p>3. その他</p> <p>危険物講習用に当協会が作成した教材を希望者に販売している。</p> <p>〈事業対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 当協会の会員社員、会員の協力会社・下請会社の社員、各地方航空フォワーダー団体（任意団体）、その他の運輸関係団体等を対象としている。より多くの国内航空貨物運送の従事者に危険物に関する専門知識・技能の習得・向上を図り、航空機の安全運航を確保することにより、引いては不特定多数の者の利益に供している。 <p>〈事業実施のための財源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空貨物制限貨物取扱従事者コースは3,000円、教育担当者コースは3,500円を徴収しているが、赤字事業となっている、赤字分については、会員からの会費を充当している。平成27年1月実施の講習から5,000円に値上げした。 <p>〈事業に必要な資産〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京地区における講習会については、当協会事務所の会議室をできるだけ使用し、地方での開催においては、開催の都度、民間会議室を借用している。 講習会の講師については、当協会の専任講師が担当しているほか、当協会会員会社の中から、業務精通者に依

頼している。 ・専任講師については、講師料及び必要経費を支給しているが、会員会社からの派遣については旅費等のみ支給している。		
(1)	当該事業に係る公益目的支出の見込額	7,031,500 円
(2)	〃 実施事業収入の見込額	2,428,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について		
○ 危険物講習実施実績		
<ul style="list-style-type: none"> 取扱従事者コース（国内航空貨物危険物講習会に名称を変更） 開催月 平成 27 年 6 月 開催地 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、沖縄 受講者数計 410 名 教育担当者コース（国内航空貨物危険物講習会に名称を変更） 開催月 平成 27 年 12 月 開催地 東京 受講者数計 37 名 		
(1)	当該事業に係る公益目的支出の額	3,400,387 円
(2)	〃 実施事業収入の額	2,215,325 円
(3)	((1) - (2))の額	1,185,062 円
(4)	当該事業に係る損益計算書の費用の額	3,400,387 円
(5)	〃 損益計算書の収益の額	2,215,325 円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注		
<ul style="list-style-type: none"> 受講者数が当初計画より減少したことにより、事業収入及び費用が減少したが、公益目的支出計画全体への影響はない。 		

注：この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の状況
	無	円	円	円	円	円

注：算定日に有していた資産については、移行認可申請書（別表A公益目的財産額の算定）に記載した資産の番号（イ1、ロ2・・a1・など）と記載してください。

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継3	航空に係る利用運送事業等に従事するうえで必要となる危険物に関する知識を習得するための研修、講習事業（危険物講習事業）

【実施事業収入の額の算定について】

- (1) 「損益計算書の収益の額」に対応した (2) 「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
研修事業収益	2,050,000 円	2,050,000 円	危険物講習の受講料
物販事業収益	165,325 円	165,325 円	
計	2,215,325 円	2,215,325 円	

注：実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

- (1) 「損益計算書の費用の額」に対応した (2) 「公益目的支出計画の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	3,400,387 円	3,400,387 円	(1)、(2)は同額である。
計	3,400,387 円	3,400,387 円	

注：(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込について】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注 1
・ 当該事業年度中において、その他の主要事業について、特段の変更等はない。

注 1： その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号・変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。

また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。

(2) 資産の取得や処分、借入について

資産内容（計画の変更内容）及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注 2
・ 当該事業年度中において、資産の取得や処分、借入は発生していない。

注 2： 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。

また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定している場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。

別表 B [公益目的支出計画実施報告書]

【引当金等の明細】

(1) 実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	0円	0円	0円	0円	0円

(2) (1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
1	貸倒引当金				
	0円	157,194円	0円	0円	157,194円
2	賞与引当金				
	2,062,600円	0円	77,000円	0円	1,985,600円
3	退職金給付引当金				
	19,051,230円	3,971,720円	0円	0円	23,022,950円

(3) 「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの 注

番号	財産の名称		目的		事業番号
	期首の価額	当期増加額	当期減少額		期末の価額
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

注：算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当期末処理額は記載不要です。

【注：報告書からの除外】

「特定寄付の状況等」については実績がないこと、また、「実施事業会計で「共通」に区分された収益・費用」については「共通」の会計区分がないことから、それぞれ当報告書から除外している。